

証人尋問を実施して下さい

東京高裁第8刑事部

裁判長 大島隆明 様

袴田巖さんの即時抗告審において、弁護団が求めている静岡県警の元警官2名の証人尋問の実施を強く要請します。

袴田巖さんはすでに80才です。今こそ「疑わしきは被告人の利益に」という原則を尊重し、証人尋問を行い、一刻も早く再審を開始していただけますよう心からお願い致します。

ひとこと

住所： _____

名前： _____